

WINGS プログラム生に対する経済的支援について

1. 奨励金

- ・修士課程においては、卓越 RA（リサーチ・アシスタント）に委嘱し、月額 8 万円の報酬を 7 か月（M2 の 9 月から 3 月）支給する。
- ・博士課程においては、月額 18 万円を 36 か月（D1 の 4 月から D3 の 3 月）支給する。なお、日本学術振興会特別研究員（DC1・DC2）に採用された場合は、支給打ち切り。

2. アルバイト等による報酬受給

- ・プログラムに対する専念義務が生じるため、アルバイト等は原則不可とするが、次の事項を全て満たす場合に限り、当該業務による報酬の受給を例外的に認める。
 - ①本プログラムの研究課題の研究遂行に支障が生じないこと。
 - ②本プログラムの研究課題の研究遂行に資する職であること。
 - ③将来大学等の教員・研究者等になるためのトレーニングの機会となる職であること。
 - ④常勤職及びそれに準ずる職ではないこと。
 - ⑤研究指導者が上記①～④に該当すると認めていること。
- ・報酬受給額の上限は月額 8 万円とする。これは、学振 DC において、月額 8.8 万円以上の報酬を受給すると社会保険の加入要件に照らして「常勤職」と見なされることに依拠する。なお、WINGS では卓越 RA の月額単価が 1 万円を単位としているため、端数を切り捨てて 8 万円を上限としている。
- ・勤務時間数の上限は設けないが、プログラムの研究遂行に支障の無い範囲内とする。
- ・アルバイト等により報酬を受給する予定のプログラム生は、「WINGS-CER プログラム生 報酬受給届」（所定様式）を学生支援チームに提出する。

3. インターンシップへの参加について

- ・雇用契約に基づくインターンシップについては、以下に該当する場合に限り参加を認める。（学振 DC の基準に準拠）
 - ①インターンシップの内容が研究課題の遂行に資する研究トレーニングになるものであり、かつ、研究課題の遂行に支障が生じないものであること。
 - ②当該インターンシップが①に該当することを研究指導者が承諾すること。
 - ③参加期間が、原則として採用期間中において通算して 6 ヶ月以内であること。
- ・インターンシップに参加を希望する者は、以下の書類を、インターンシップ参加予定日の 1 ヶ月前までに学生支援チーム（国際卓越大学院担当）窓口に提出する。
 - ①WINGS-CER プログラム生 インターンシップ参加願（所定様式）
 - ②WINGS-CER プログラム生 インターンシップ参加計画書（所定様式）
 - ③インターンシップの内容について、詳細が分かる書類等（募集要項等）
 - ④雇用契約書の写し又はこれに相当する書類（様式任意）
- ・インターンシップへの参加の可否については、WINGS-CER 運営委員会において審議の上、決定する。

4. 奨学金・フェローシップ等の受給

- 学振 DC においては、日本学生支援機構奨学金（貸与型）や民間奨学金（給付型・貸与型）、その他同種のフェローシップ等、一切の資金援助を受けることができない。また、外国人留学生は、日本政府（文部科学省）奨学金、JASSO の学習奨励費又は母国の奨学金等を受けることができない。
- WINGS においては、日本学生支援機構奨学金（貸与型）及び外国人留学生の日本政府（文部科学省）奨学金、JASSO の学習奨励費又は母国の奨学金は受給不可であるが、民間奨学金（給付型・貸与型）については支援総額の上限を超えない範囲で受給が可能である。
- 修士課程においては支援総額の上限が 18 万円（博士標準を超えない額に設定）であるため、卓越 RA の報酬が 8 万円の本研究科の場合、民間奨学金は 10 万円まで受給可能。また、博士課程においては、支援総額の上限が、学振 DC に準じて 28 万円であるため、WINGS の奨励金が 18 万円の本研究科の場合、民間奨学金は修士課程と同じく 10 万円まで受給可能。